

なでしこ運動広場自動販売機設置場所の貸付け仕様書（案）

1 自動販売機の仕様

次の条件を満たすものとする。

(1) デザイン

なでしこ運動広場の景観と調和するデザインとすること。

(2) 販売品目

ア 飲料を販売すること。

イ 飲料の販売品目は、缶、ビン、ペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(3) 利用者への配慮

新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。

(4) 環境対策

貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

(5) 安全対策

日本工業規格の据付基準や日本自動販売機システム機械工業会の自動販売機備付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

(6) 防犯対策

偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、「自動販売機堅牢基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

2 維持管理

次の条件を満たすものとします。

(1) 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理（つり銭の補充を含む。）

などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。

- (2) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ったうえ、周辺の清掃をすること。
- (3) 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、秦野市の責めに帰する場合を除き、設置事業者がその費用と責任において解決すること。
- (7) 自動販売機の故障や問合せについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機に係る盗難等により、商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応すること。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

3 電気量の算出方法

設置事業者は、電力使用量計測用子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気量について、本市が指定する期日までに納入すること。（算定式：月額電気使用量＝電気量単価（税込）×個別メーターの月間消費電力量）

4 違約金の算出方法

設置事業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入すること。（算定式：違約金＝現年度月平均売上金額（税込）×0.1×契約不履行月数）

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指す。

ただし、契約履行開始から1か月に満たない機関の契約履行ができなくな

った場合には、令和５年度契約していた自販機の月平均売上金額を参照して算定を行う。（算定式：違約金＝令和５年度月平均売上金額（税込）×
0.1×36月）